

「三重県国土強靱化地域計画(改訂案)」中間案に対するご意見と県の考え方(パブリックコメント)

対応区分

- ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。
③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
⑤その他:①～④に該当しないもの。

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

No.	該当箇所	頁 (中間案)	意見の概要 (頁は中間案のもの)	対応区分	意見に対する考え方 (頁は最終案のもの)
1	全般		被災者への経済的支援・生活再建について、P.28「○被災者のケア体制の構築」という健康管理に関する記載や、P.49「○被災者の生活再建に向けた支援」という被害認定に関する記載があるが、国土強靱化基本計画でも触れられているとおり、損害保険や共済への加入も、被災者の生活再建等のために有効な手段である。 官民共同で運営している地震保険をはじめ、近年激甚化している風水害による被害を補償する火災保険等の災害保険への加入および普及啓発について、記載を検討いただきたい。	①	ご指摘のとおり、地震保険等の保険加入は、被災者の生活再建のための有効な手段の一つです。そのため、「三重県地域防災計画」において、「県民が実施する対策」として、「地震保険への加入」を記載しているところです。また、「県が実施する対策」として、「地震保険への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発」を記載しており、「地震保険への加入」を紹介したリーフレットの配布などを行ってきました。 中間案ではこれらの取組が記載されていなかったことから、ご指摘をふまえて以下の下線部のとおり記述を追加することとします。 P.50 ○被災者の生活再建に向けた支援 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点もふまえて検討し、方向性を示す。 加えて、被災者が生活再建を円滑に進められるよう、平常時から地震保険等への加入促進に向けた県民向けの啓発を行う。 P.92 ○被災者の生活再建に向けた支援 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点もふまえて検討し、方向性を示す必要がある。 加えて、被災者が生活再建を円滑に進められるよう、平常時から地震保険等への加入促進に向けた県民向けの啓発を行う必要がある。

No.	該当箇所	頁 (中間案)	意見の概要 (頁は中間案のもの)	対応区分	意見に対する考え方 (頁は最終案のもの)
2	第3章 リスクシナリオ別 推進方針 1-1) 大規模地震に伴う、 住宅・建物・不特定多数が 集まる施設等の複合的・ 大規模倒壊による多数の 死傷者の発生 1-3) 広域にわたる大規 模津波による多数の死傷 者の発生 1-4) 突発的又は広域的 な洪水・高潮に伴う長期 的な市街地等の浸水によ る多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるもの や、防災インフラの損壊・ 機能不全等による洪水・ 高潮等に対する脆弱な防 災能力の長期化に伴うもの を含む) 1-5) 大規模な土砂災害 (深層崩壊、土砂・洪水氾 濫、天然ダムの決壊など) 等による多数の死傷者の 発生 2-3) 劣悪な避難生活環 境、不十分な健康管理が もたらす、多数の被災者 の健康・心理状態の悪化 による死者の発生	14、18、 19、21、 27	家具固定や身を守る行動に関する教育訓練とともに、各居住地域の特性(地震・洪水・高潮・津波等)に応じた リスク認識・回避の教育も必須と認識しており、「居住地域のリスクに応じたハザードマップの周知」や「ハザード マップを活用した防災訓練の実施」、「マイタイムラインの作成」に関する記載を検討いただきたい。 また、小中学校等の児童生徒に対しては「地域の防災マップづくり」や「ハザードマップを基にした災害リスク 情報のサイト等の周知」について、前述の3点と併せて記載を検討いただきたい。 同内容に関する教育は、県民一人一人が大規模災害時の具体イメージを持つことができ、県民の自主的な防 災活動の促進に大いに資すると思料する。	②	ご指摘いただきましたことにつきましては、学校に向けた防災教育に含めて整理しておりますので、ご理解い ただきますようお願いします。 具体的には、県内に立地している公立小中学校と県立学校に配置されている全学校防災リーダーを対象に 学識経験者や気象台職員を講師として、学校の防災教育や防災訓練に活用するため、ハザードマップを含め た最新の防災情報や活用方法について、毎年度研修を実施しています。 また、県内に立地している小中学校、特別支援学校や高等学校の児童生徒を対象に防災ノートを配布し、 ワークシートに家から通学路や避難場所までの経路を確認し、危険な箇所を記入する取組を行っています。 さらに、希望する公立小中学校、県立高等学校及び特別支援学校を対象に、県教育委員会が委嘱した学校 防災アドバイザーを派遣し、児童生徒が「自分の命を守る力」を身につけられるよう、「自助」の防災教育につ いても推進しているところです。 以上の取組を踏まえ、引き続き、様々な機会を通して、教職員の研修や児童生徒に対する防災訓練を進め るなど、防災教育を一層推進していきます。

No.	該当箇所	頁 (中間案)	意見の概要 (頁は中間案のもの)	対応区分	意見に対する考え方 (頁は最終案のもの)
3	4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下 4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響 5-2) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止 6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 6-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	36、37、41、46、47、48、50	企業による事業継続や早期復旧にあたり、BCP策定を促進する本方針に賛同するが、特に中小企業において、「みえ防災・減災センター」等の公的機関からの策定支援だけではなく、中小企業を取り巻く民間の支援機関(保険会社や商工団体、金融機関等)からの策定支援の活用も図る旨の記載を検討いただきたい。	①	ご指摘のとおり、企業による事業継続や早期復旧にあたり、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的機関だけでなく、中小企業を取り巻く民間の支援機関からのBCP策定支援を活用することは有効な手段の一つです。 No. 3およびNo. 4のご意見をふまえて、以下の下線部のとおり記述を追加することとします。 P.31 ○民間物流施設等の災害対応力の強化 「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画(BCP)等の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。 P.71 ○民間物流施設等の災害対応力の強化 「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画(BCP)等の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する必要がある。 P. 37、48、49、52 ○企業による事業継続の取組促進 災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。 P.78、90、91、94 ○企業による事業継続の取組促進 災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。 P. 37 ○企業防災に関する人材育成 中小企業・小規模企業による事業継続計画(BCP)等の策定を促進するため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める。 P.78 ○企業防災に関する人材育成 中小企業・小規模企業による事業継続計画(BCP)等の策定を促進するため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携して、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める必要がある。

No.	該当箇所	頁 (中間案)	意見の概要 (頁は中間案のもの)	対応区分	意見に対する考え方 (頁は最終案のもの)
					P.39 ○食品産業事業者等の事業継続計画(BCP)の策定 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体と いった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、講演会の開催や広 報活動により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。 P. 79 ○食品産業事業者等の事業継続計画(BCP)の策定 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工団体と いった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、講演会の開催や広 報活動により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。 P.42、43 ○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進 事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災セ ンター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と 連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。 P. 83、84 ○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進 事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災セ ンター」や県内の各商工団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と 連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。
4	6-6) 国際的風評被害や 信用不安、生産力の回復 遅れ、大量の失業・倒産 等による県内経済等への 甚大な影響	51	企業による事業継続や雇用維持にあたっては、収益や財物の損害等に対する早期の経済的支援も必要と認 識している。 特に中小企業については、復旧見通しが立たず廃業したり、二重債務問題が発生したりして、従業員の解雇・ 退職や新卒採用の内定取り消しにつながるケースも多くあると認識している。 これらは若者・働き手世代の人口流出につながり、県内経済に大きなダメージを与える可能性がある。 事後対策としての各種給付金や貸付金の他、事前にできる対策として、損害保険等(火災保険等)を普及啓 発・加入促進することについて、記載を検討いただきたい。	①	P. 52 ○失業対策等 震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する。 また、事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工 団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、講演会の開 催や広報活動により事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。 P.94 ○失業対策等 震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する。 また、事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」や県内の各商工 団体といった公的支援機関のほか、保険会社や金融機関といった民間の支援機関と連携しつつ、講演会の開 催や広報活動により事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。